

【報告事項】

1 令和6年度上半期における留置施設に対する実地監査結果等について

（総務部）

警察本部から「令和6年度上半期において、東警察署等合計17の留置施設に対して実地監査を実施した。特に良好な事項として、留置業務管理者による適切な業務推進に向けた措置及び登竜門制度を活用した専務への積極的な登用があり、指導事項として、自殺の兆候が認められた被留置者に対する措置の不履行があった。」旨の報告があった。

山本委員から「留置施設の統合は行われているのか。」旨の発言があり、総務部長から「今春から、県下37施設のうち9施設を非常設化し、集中的な運用をしている。」旨の説明があった。

公安委員から「非常設化した留置施設に対しても実地監査を行っているのか。」旨の発言があり、警察本部から「非常設化した施設についても、災害等の緊急事態に使用する可能性を考慮し維持しており、実地監査は同様に行っている。」旨の説明があった。

公安委員から「下半期についても、留置施設における事故防止等をお願いする。」旨の発言があった。

2 監察関係報告について

（警務部）

警察本部から「第一に、豊前警察署員による詐欺等事案について、10月24日付けで当該職員を懲戒処分の免職とする。第二に、早良警察署員による無免許運転事案について、同日付けで当該職員を懲戒処分の停職3月とする。」旨の報告があった。

公安委員から「県民の一人として思うことは、警察官がこのような嘘をついていいのかということである。懲戒処分としては、免職と停職ということであるが、県民からの信頼を大きく損ねる行為であり、今後、同様の事案を発生させないよう再発防止を図ってもらいたい。」旨の発言があり、警察本部から「委員御指摘のとおりであり、厳正に処分を行った。本件は公務に関する事案であり、本人だけではなく管理する側にも責任があると考えている。今後は、そういった点も含めて全職員に指導、教養を徹底し、しっかりと襟を正していく。」旨の説明があった。

公安委員から「職員個人としても、組織としても問題が認められる事案であり、

再発防止をお願いする。」旨の発言があった。

3 令和6年度第2四半期における監察実施結果について

(警務部)

警察本部から「令和6年度第2四半期において、警察本部6所属及び警察署7所属に対して総合監察を実施するとともに、警察署、交番等に対して延べ115回の随時監察を実施した。総合監察の良好事項として、工夫を凝らした非違事案防止教養の実施、指摘事項として事件指揮簿の一部記載漏れがあり、随時監察の指摘事項として交番施設の管理不備があった。」旨の報告があった。

公安委員から「非違事案の防止教養については、全体として、一定レベルの教養を年数回行っているのか。」旨の発言があり、警察本部から「非違事案の防止教養については、非違事案発生時に個別に行う場合や、飲酒する機会が増える時期を捉えて県下一斉に行う場合などがある。このほかにも、各所属においては、それぞれの実情に応じた個別教養が平素から行われている。」旨の説明があった。

公安委員から「昔は問題にならなかったことが、今は問題になるということも多々あることから、組織として不断の見直しを行っていくことが重要である。」旨の発言があり、警察本部から「社会の変化と職員の意識にずれが生じないよう各種教養を行っていく。」、「個人情報に対する意識なども以前とは大きく変わってきていることから、そうした着眼点に基づく監察も引き続きしっかり実施していく。」旨の説明があった。

4 令和6年秋の勲章伝達式の実施について

(警務部)

警察本部から「令和6年秋の勲章伝達式は、11月6日、博多サンヒルズホテルにおいて実施する。69名が受章予定であり、式では、勲章の伝達等を予定している。」旨の報告があった。

5 傷害事件被疑者の逮捕について

(生活安全部)

警察本部から「糸島警察署及び少年課は、当時0歳の実子に対し、1月20日から翌21日までの間、両頬に暴行を加えて傷害を負わせたほか、令和5年12

月 21 日、舌背部等を刃物様のもので切り付け傷害を負わせた事件について、糸島市居住の会社員の男性を逮捕した。」旨の報告があった。

公安委員から「生後間もない時期から虐待が行われていた可能性があるのか。」旨の発言があり、警察本部から「2 月 1 日、病院からの通報により本件を認知したが、その時点で骨折痕等も認められたことから、日常的に虐待を受けていた可能性はある。」旨の説明があった。

公安委員から「事件を認知してから、逮捕まで時間を要した理由は何か。また、児童相談所の関与はどのような状況だったのか。」旨の発言があり、警察本部から「逮捕まで時間を要したのは、被害者の舌の傷が虐待によるものか否かについて、多くの専門医の意見を聞くなどしたためである。また、児童相談所は、本件認知後すぐに被害者を保護している。」旨の説明があった。

公安委員から「舌の負傷については後遺症が残らないのか。また、被疑者は犯行当時どのような精神状態だったのか。」旨の発言があり、警察本部から「ある程度治癒するが、後遺症が残る可能性はあると医師から聞いている。また、被疑者の精神状態については、今後の捜査で明らかにしていく。」旨の説明があった。

公安委員から「どのような家族構成なのか。」旨の発言があり、警察本部から「両親と当時 2 歳の姉、祖母の 5 人家族であった。」旨の説明があった。

公安委員から「姉に対する虐待は認められないのか。」旨の発言があり、警察本部から「姉に外傷等は認められず、虐待はなかったと判断している。」旨の説明があった。

6 指名手配被疑者捜査強化月間の実施について

(刑事部)

警察本部から「11 月 1 日から同月 30 日までの間、指名手配被疑者捜査強化月間を実施する。期間中は、宿泊施設等に対する捜査を始め、職務質問やあらゆる警察活動を通じた指名手配被疑者の発見確保に努めるほか、公開ポスターによる手配の徹底、テレビ、ラジオ、新聞等を通じた広報活動やホームページ、SNS 等の効果的な活用による県民の協力の確保に努める。」旨の報告があった。

公安委員から「公開ポスターは、宿泊施設等にも掲示されるのか。」旨の発言があり、警察本部から「特別捜査を実施する宿泊施設等にも掲示することとしており、幅広く情報提供を呼び掛けていきたい。」旨の説明があった。

公安委員から「昨年の強化月間でも成果が挙がっていたことから、今年もよろしく願います。」旨の発言があった。

7 第51回福岡県警察白バイ安全運転競技大会等の開催について

(交通部)

警察本部から「第51回福岡県警察白バイ安全運転競技大会を11月2日に飯塚市所在の福岡県警察自動車運転訓練場で開催する。本大会は、白バイ乗務員の運転技能を向上させ、殉職・受傷事故の絶無を図るとともに、来場者の交通安全意識及び交通警察への理解を深めることを目的としており、出場選手を所属や運転技量等により4つのグループに分け、バランス走行操縦競技、傾斜走行操縦競技の2種目を実施するほか、交通安全ふれあい広場を設置する。」旨の報告があった。

公安委員から「先日、当公安委員会で福岡自動車運転免許試験場を視察し、出前型の体験コーナーも行っていると聞いているが、ふれあい広場でも体験コーナーが設置されるのか。」旨の発言があり、警察本部から「機材等を持ち込み、体験コーナーを設置する。」旨の説明があった。

公安委員から「体験コーナーは、交通安全意識の醸成につながる大変素晴らしい取組である。反射材などを普及する良い機会でもあるため、よろしく願います。」旨の発言があり、警察本部から「毎年、交通安全協会等の協力を得て反射材を用意しており、今回のふれあい広場でも配布する予定である。」旨の説明があった。

公安委員から「ふれあい広場は、子供向けのコーナーもあり大変楽しめる内容となっているので、創意工夫を凝らしたものにしてもらいたい。」旨の発言があり、警察本部から「今年は来場者へのアンケートを実施することとしており、把握した要望等を来年につなげていきたい。」旨の説明があった。

8 当面の警備情勢に伴う警察措置について

(警備部)

警察本部から「韓国批判に取り組んでいる団体は、10月28日を「竹島奪還の日」と捉え、平成16年以降、韓国総領事館を中心とした福岡市内での車両街宣に取り組んでいる。本年も同団体らによる取組が予想され、その過程において不法事案を起こすおそれがあることから、所要の体制により警戒警備を実施する。」旨の報告があった。

公安委員から「県外の団体も参加する予定なのか。」旨の発言があり、警察本部から「県外の団体も参加する予定である。」旨の説明があった。